

○農林水産省告示第千二百六十一号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百八十条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第四十三条第四項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百四十七条第二項の規定に基づき、農業経営収入保険に係る保険料標準率、通常標準被害率及び再保険料基礎率を次のように定める。

令和六年六月二十四日

農林水産大臣 坂本 哲志

1 農業保険法（以下「法」という。）第百八十条第二項の保険料標準率は、別表の上欄に掲げる保険限度額区分等（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十六条第一項に規定する保険限度額区分等をいう。以下同じ。）に応じ、同表の保険料標準率の欄に掲げる率とする。

2 農業保険法施行令第四十三条第一項及び第二項の通常標準被害率は、別表の上欄に掲げる保険限度額区分等に応じ、同表の通常標準被害率の欄に掲げる率とする。

3 規則第二百四十七条第二項の再保険料基礎率は、別表の上欄に掲げる保険限度額区分等に応じ、同表

の再保険料基礎率の欄に掲げる率とする。

別表

百分の九十			保険限度額区分等		
			法第七十九条第一 項の保険限度額の同 条第二項の基準収入 金額に対する割合	規則第七十五条第九 項の規定により保険期 間中の農業収入金額と して申し出た金額の基 準収入金額に対する割 合	
	百分の五十	―	保険料標準率 (%)		
	百分の六十		通常標準被害率 (%)		
			再保険料基礎率 (%)		
四・七四一	四・九九四	五・一九八			
四・二八二	四・五一〇	四・六九七			
〇・四七二	〇・五〇一	〇・五一一			

百分の八十八				百分の八十五				百分の八十三			
百分の七十	―	百分の五十	百分の六十	百分の七十	―	百分の五十	百分の六十	百分の七十	―	百分の五十	百分の六十
四・一六四	四・五九〇	四・三八〇	四・一二一	三・五三二	三・七九〇	三・五六九	三・三〇〇	二・六八九	三・三二四	三・〇九六	二・八一九
三・七六七	四・一四二	三・九四九	三・七一五	三・一八七	三・四二一	三・二一八	二・九七四	二・四二六	三・〇〇一	二・七九二	二・五四一
〇・四〇四	〇・四六一	〇・四五二	〇・四二三	〇・三五〇	〇・三八六	〇・三七八	〇・三四九	〇・二七四	〇・三四〇	〇・三三二	〇・三〇三
											一・九七九
											二・一九三

百分の八十				百分の七十八				百分の七十五				百分の七十			
―	百分の五十	百分の六十	百分の七十	―	百分の五十	百分の六十	百分の七十	―	百分の五十	百分の六十	百分の七十	―	百分の五十	百分の六十	百分の七十
二・七四四	二・四七四	二・一九〇	一・五四二	二・三九〇	二・一三九	一・八四一	一・一六九	一・九五六	一・七〇一	一・三八二	〇・六七九	一・四二二	二・七四四	二・四六四	〇・二八五
二・四六四	二・二三九	一・九八二	一・三九九	二・一六七	一・九三七	一・六六七	一・〇六三	一・七八六	一・五四五	一・二五六	〇・六二二	一・三一六	二・四六四	二・二三九	〇・二八五
〇・二三六	〇・一五九	〇・二三三	〇・二三九	〇・一九九	〇・一一九	〇・一八二	〇・一七二	〇・一四六	〇・一〇九	〇・〇六四	〇・一〇九	〇・一〇九	〇・二三六	〇・二三三	〇・二三九

1 この告示は、公布の日から施行する。

附
則

百分の六十	百分の六十	一・一三五	一・〇四〇	〇・一〇三
	百分の五十	〇・七九二	〇・七三〇	〇・〇七四
	―	一・〇五〇	〇・九九三	〇・〇六〇
百分の六十五	百分の五十	〇・七三三	〇・六八一	〇・〇五四
	百分の六十	〇・三六二	〇・三四二	〇・〇二二
	―	〇・七八八	〇・七六一	〇・〇三〇
百分の六十	百分の五十	〇・四三三	〇・四一〇	〇・〇二五
	―	〇・五九三	〇・五八八	〇・〇一七
	百分の五十	〇・二〇〇	〇・一九五	〇・〇〇七
百分の五十五	百分の五十	―	―	―
	―	―	―	―
	百分の五十	―	―	―
百分の五十	百分の五十	〇・四六二	〇・四七五	〇・〇一二
	―	―	―	―
	百分の五十	―	―	―

2 平成三十年農林水産省告示第千二百八十七号（農業保険法第百八十条第三項等の規定に基づく農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件）は、廃止する。

3 この告示は、令和七年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。